

第十日 令和二年九月十日

開 議 午前九時五十八分

○議長（小野 稔君）

時間前ですけれども、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

九月七日付で、今定例会に議案が一件追加提案されたため、お手元に配付のとおり同日付で受理しましたので、報告します。

日程第二、議案第七十六号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案一件の概要についてご説明申し上げます。

議案第七十六号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

本条例案は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が九月三十日から十二月三十一日まで延長されたことに伴い、十月一日以降の申請について適用させるため、所要の改正を行うものであります。

以上追加提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第三、発議第二号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。議案第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから、発議第二号を採決します。

発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に一任願います。

日程第四、報告第十三号令和元年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

健全化判断基準比率の中で、特に実質公債費比率の部分についてお聞きいたします。

財政の健全化の目安としての実質公債費比率のことですけれども、その中で分母の計算式なども示されているんです

けれども、標準財政規模という算式も資料として提出されて、我々に説明されております。標準財政規模を分母にするというふうな言い方もされておるんですけれども、標準財政規模というものを藤崎町においてはどの程度だというふうに考えればよろしいのか。その点について、関連してお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。実質公債比率については、分母が標準財政規模になってございますが、令和元年度については四十七億円程度となっております。この標準財政規模は、普通交付税の算定の際に算定額が分かるものでありまして、簡単に言いますと予算の一款から十款まで交通安全対策交付金を足したのから特別交付税を引いたものが、その市町村の標準財政規模になると。その上で、分子として償還財源が幾ら必要かということで算定されるものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

標準財政規模でいきますと、四十七億円ほどというようなことでございます。それに、実際はその倍以上の予算総額で様々な交付金、あるいは補助金などを活用して実際取り組まれておるんです。その中の一つの標準財政規模を決めるので、臨時財政対策債発行可能額とかという説明文もあるんですけれども、臨時財政対策債発行可能額となっても、藤崎町で勝手に決められるものではないんですけれども、これはどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

分母の臨時財政対策債でございますが、本来国のほうで予算に余裕がありますと、全て普通交付税で地方財政の一般財源が措置されるというところでございますが、国も交付税の財源がないということで、その分に関して臨時財政対策債を地方に発行してもらって、それでその償還の財源を交付税で後からバックするというものでございますので、地方の一般財源と考えるということで、臨時財政対策債もこの分母の中に入れるということになっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きしますけれども、コロナ対策にもいわゆる大きな国の財政負担が生じたわけでありまして。先ほど我が議会としても、実際に地方財政の拡充を求めてもいるんですけれども、この臨時財政対策債いわゆる国にも余裕が十分ないので地方で発行し、そして後年度負担するということなんですけれども、世情この臨時財政対策債を減らしていくんだとかとかというような方向付や、そういうのも聞かれたりするんですけれども、その辺についてはどのような財政当局としては情報を得ているなり、認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

令和元年度の決算で、普通交付税は増となっております。ただ、一般財源となる臨時財政対策債は四千万円ほど減っ

ているということで、総じて四千万円ほどの一般財源が減っているということでございます。今後、国のほうでは臨時財政対策債の発行は抑えていくということでございますが、その分普通交付税のほうが増してしかるべきではないかなというふうに、財政としては考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十三号を終わります。

日程第五、報告第十四号令和元年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第六、議案第五十七号藤崎町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

結論的に言えば、特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が改定になったというようなことで、通知カードの再交付は自治体としてはしないということなんですけれども、再交付が必要になった場合は、じゃあどういうふうに申請するというふうになるんですか。あわせて、五百円から八百円になったのは、料金もこれ省令によって八百円になったんですか。その辺は、どういう状態なんでしょう。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

まず、カードの発行を停止したことにつきましては、なくした方は自分のカード番号を必要とする場合は住民票の請求をいたしますと、住民票にコード番号のついたものを求めた場合、それで確認ができます。

それから八百円につきましては、これは変わりございませんで、あくまでもカードの再発行の手数料五百円の分がなくなるということの改正でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、通知カードの再交付手続はやらないで、住民票に通知番号といいますか個人番号というか、そういうものを記載していただくということを請求すれば、可能になるというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。そのとおりでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きいたします。十万円の給付において、個人番号カードというか、これでネット申請したのは四十五件だか五十件ほどだというふうにお聞きしたんですけれども、そもそも個人番号のこの制度が十分機能しなかったというふうなことも世情言われておるんですけれども、藤崎町においてはどういう状況だったんですか。「暗証番号忘れたから、どうするのよ」とかという問合わせ、どれぐらいあったんですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。ご質問の暗証番号を忘れたという方につきましては、八名ほどおりました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十七号を採決いたします。議案第五十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第五十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十八号藤崎町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決いたします。議案第五十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十九号藤崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十九号を採決いたします。議案第五十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十号弘前圏定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

協定を変更することについては賛成なのでありますけれども、この定住自立圏の協定の中で特に共同利用というのを

強化というか、新たに藤崎町としても参加し、共同活動に参加していこうというようなことなんですけれども、これはコンピューターやクラウドの共同利用・共同管理というのは、具体的にはその事務室といいますかそれを管理しているのは弘前市役所の中にあるんですか。場所を具体的に、今度の協定の成立によってその事務管理執行やそういうものをやっていくのは、どこにあるんですか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

圏域のクラウドの事務局は弘前市で行っております。クラウドシステムについては、簡単に言いますとサーバーを共同利用するという事で、そのサーバーについては請負をする青森電子計算センターの会社のほうにサーバーを用意して、そのサーバーを共同利用するという事でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この決算書を見ても、我々庶民にとってはこの暑い中ではエアコンが必需品みたいなものになってきたというのと同じ以上に、業務を遂行する上で共同サーバーなり共同利用を進めていかざるを得ないというのは分かります。しかしながら、私も議員を長くやらせていただきましたけれども、東芝あるいは東芝が撤退して富士通、そしてさらに新たな共同利用というような変遷をたどり、その都度投資もし、やっているわけです。もっと早く、共同利用から始めたほうがよかったのかなというふうにも思いますけれども。

そのサーバーの共同利用するのは、今の説明では青森電子計算センターということでしたんですけれども、この会社というのは青森県全域をカバーしているものなんですか。全域といいますか、共同利用を進めている弘前圏域、そして青森といいますか、その辺の実態はじゃあどのようになっているんでしょうか。お分かりでしたら、ご説明願いたいと思います。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

クラウドに関しては電算ですので、青森県内に限るということではありません。極端な話、加入したいというところが岩手でも秋田でもあれば、システムの話ですので一緒にやれるということでございます。青森電子計算センターでやるということですが、それが弘前が最初に手がけたクラウドで、四市町村でスタートしたということで、それに加入したということになってございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十号を採決いたします。議案第六十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六十一号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

これは、藤崎中央小学校の空調整備及びトイレ改修工事、議案第六十一号だと思っておりますけれども、一億二千八百四十六万円でいいんですよね。一億二千八百四十六万円、株式会社タナックス弘前支店さんが落札いたしました。お聞きしたいことは、委員会でも少しというかかなり話題になったんですけれども、町長がよく地元の業者でやれる仕事は地元でやれるようにしようというようなことで、入札も進めてきていらっしゃるんですけれども、この藤崎中央小学校の空調設備とトイレの改修工事、これ分割発注が十分可能なのではないかと思っておるんですけれども、そういう検討はなされたのか。多少金額ベースでは高くなるかもしれませんが、その点についてはどういう検討をなされたのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

分割発注につきましては、検討いたしませんでした。工事内容がエアコン設置、トイレ改修、それから間仕切り壁設置など、総合的に施工管理できること、あるいは設計段階で一億三千二百万円を超えておりまして、建築工事一式の場合は下請けに出す金額が、金額が金額ですから六千万円以上となることが想定されたことから、特定建設業者に発注することとしました。特定建設業者は町内では二社、それから直近五、六年の町の建築工事の実績ある町外の三社を設定して、五社で指名をしたものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

これ、空調設備については中央小学校以外については以前も入札を行いましたよね。分割発注のことは検討しなかったというようなことですが、それをじゃあ原課ではそういう検討しなくて上げて、それをどこで最終的に「これでいいんだよ」というふうに承諾されるんですか。藤崎町の流れは、どういうふうになっていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

一定額の工事、あるいは物件の購入につきましては、指名審査会というところがありまして、そちらで審議して指名の内容を決定しているものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

業者については藤崎町の特定Aといいますか、それは二社だということで、そのほかどういう業者を入れるかというのは原課で検討したというよりも、指名審査会で決めたというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

まず、原案といいますかこちらで案をつくりまして、指名審査会に上程して、皆さんに意見を伺った結果で決定したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この工事請負契約の件でありますけれども、十分工事の内容としてはいわゆるエアコン・トイレ改修、そしてエアコンを効果的にあらしめるための間仕切り、そういう工事でありますけれども、エアコン関連とトイレ改修工事は十分分割発注が可能なものだと思っております。その点で、特定の業者や二業者にいわゆる入札参加が限定されるようなやり方そのものを改めるべきだと私は思っておりますので、本契約の件承認賛成できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案の賛成の者の発言を許します。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

通常この公共工事における入札に関しては、どこの自治体も指名審査委員会、そして原課から上がってきたものに対して審査をし、厳正に指名業者を選び実施しているわけです。それに分離発注といたしますと検査官制度も必要になり、また余分な経費がかかっていくというのも事実です。その辺を鑑みれば、今回のこの工事の請負契約の件は正当性があ

るものと判断すべきだと思っています。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、議案第六十一号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第六十一号は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十二号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六十三号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この八千五百三十四万円ほどはタブレット端末だというふうに理解しておるんですけども、これの契約の相手方株式会社ビジネスサービス弘前支店というのは、これは何人ほど雇用している会社なんでしょうか。主なる業務内容はど  
ういうふうな内容になっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

従業員数は把握しておりません。昔からある業者でありまして、規模は小さくない業者ではあります。各学校のコンピューター関係のシステム保守、それから端末自体の販売とかをやっております。一応当町においては、各学校のネットワークの保守管理をしております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今までも取引があったという、あるいはメンテナンス、ソフトも含めてあったということなんですけれども、私が聞きたいのはもう一つ、入札に当たっては、これもいわゆる弘前事務機だとか高木学習社だとか津軽事務機株式会社、第一事務機などがあるんですけども、今後学校の生徒・教員に対して全部配付するというようなことで、その入札だと思うんですけども、その中で初めにメーカーの機種というのが特定されて、そして入札というのが始まったものなんでしょうか。その辺の経過というのは、どういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。機種は、OSがグーグルのOS、クロームであるということを前提として入札に付しております。結果的に、メーカーとしてはヒューレットパッカートの端末になりました。その機種の選定につきましては、事前に各学校の先生方と、それから私ども学務課の職員で協議いたしまして、グーグルのクロームOS、あるいはウィンドウズ、あるいはアップルのiOS、その3社のものを協議していただいて、学校の先生方がやっぱりグーグルのOS、クロームの端末がいいということで、意見が一致したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

学校の先生方の意見を聞いてヒューレットパッカート社のこれが使いやすいというようなお話だったという説明を今なされたんですけども、学校の先生は例えばどういう先生を対象に、全員からアンケート調査したわけでもないでしょうから、どういう先生にどういう協議をして、こういうメーカーを決めたんだということについてはどうですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

学校内でも、各先生方にアンケートをしていただいて、iOSがいいとかウィンドウズがいいという、中にはそういう先生方もちらほらいらっしゃいましたが、実際の会議の場にそのアンケートの結果を持ってきていただいたのは、各

学校の教頭先生であります。その先生方とうちの職員が会議を二度ほど開いて、どの機種がいいということで決定しました。

もう一つ申しますと、グーグルのOSがいいというのは、グーグルでは自分たちのOSをインストールする、利用する端末については落下防止の基準を設けていまして、その基準をクリアしたものでないとインストールさせませんというをしているようです。昨年ですか岩木小学校でしたか、そこでプレゼンと申しますか研修会みたいなものがありまして、その場でグーグルのメーカーが端末を七十センチ、あるいは一メートルぐらいの高さから実際に床に落して、そのときに壊れなかったということで、学校の先生方は当然子供たちがまずメインで使うものですから壊れることを憂慮いたしまして、やっぱりグーグルのOSを採用した端末がいいということで決定したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きいたします。これほどの機種をそろえてIT教育と申しますか、それを推進するということなわけでございますので、ただ単にいわゆる株式会社ビジネスサービス弘前支店が落札した、売りっ放しということでないことを願っているわけでありまして。その点でアフターサービスと申しますか、それはそれ、またこれはこれというふうなことじゃなくてアフターサービスというか、それは講習のための講師を派遣するんだと、それで協力してやるんだというようなことはお聞きしたんですけれども、そのほか何かアフターメンテナンス、そういうような契約で特徴的なことはあるんでしょうか。それとも、これは単純に機器だけのものなんだというようなことなんでしょうか。付随した契約などはあるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

付随した契約はございません。しかし、せっかく議員がおっしゃるようにただ端末だけ入れてということも何なので、納入のメーカーあるいは業者に来ていただいて、使い方の講習会をしたいと思っております。

あと、さらに先般の相馬議員の質問にもお答えしましたが、実際に学校で使う際の「これこれ、こういう場合はどういうふうにする」「どういうふうにして使っていこうか」という、教育委員会の中にも授業改善委員会という先生方が集まって組織している改善委員会というのがありますので、その機会を捉えてその都度テーマを決めて、研究会といいますか研修会を実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

これで最後にします。私などは機械を使えないで、まだウィンドウズでいけばXPぐらいの段階かな。XPも同じなんでしょうけれども、いずれにしてもそれを使いこなすような日常的な体制、これをこの財産取得と一体のものとしてやらなきゃならないなというふうな思いは、みんな同じだろうと思うんです。

先ほどの説明の中で、教育委員会の中に授業改善なんだか委員会みたいなものがあるんだというふうに、私は初めて聞いたのかなと。学校の校長会なり授業改善委員会があるんじゃないかと、教育委員会の中にあって機能を果たしているというような理解でよろしいんですか。ちょっと、課長じゃなくて教育長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

藤崎町では、まずは子供たちに基礎的な学力を身につけさせたいということで、それこそ全国学習状況調査が始まったあたりから、近隣でいきますと秋田がかなり優秀な成績を修めておりましたので、そこに町内の教員を派遣し、研修し、そのノウハウを本町にも定着していきたいということで、学力向上に向けて取り組んできました。今、それこそタブレット端末を全ての児童生徒に持ってもらうということで、授業の内容も変えていかなきゃいけない。新しい教育方法を見つけ出していかなければいけない。せっかく高額な予算を使って子供たちに道具を与えるわけですので、それを日常的に活用し、効率的な学習を進めていくように、学力向上委員会を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第六十四号令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

補正予算案二十二ページになります。「ふれあいずーむ館」管理運営費の工事請負費、空き家解体等工事費一千万円超、これについてお聞きします。

「ふれあいずーむ館」の駐車場の拡充については、今まで本当に町の懸案であったと思いますので、この事業そのものの趣旨については賛成するものでございますが、今回のこの解体費を見てちょっと驚きました。議案の説明会、それから常任委員会でもお聞きしましたが、ちょっと腑に落ちない点もありますので、土地の購入から今回のこの解体費一千万円超に至った経緯を詳細にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。現在の「ふれあいずーむ館」は、かねてから葬儀等を除いて学童保育の支援員、こちらは三台から五人分が置いております。それと藤崎保育所の緊急車両用、これも三台から五台分を確保してございます。加えて、一般利用の団体が重なった場合、これは年六十回程度あるんですけれども、月平均五回や会議等が重なることで、駐車場スペースの不足が懸念されていることから、臨時的にその場所を防災公園、近い防災公園を利用している状況でありました。

そのようなことから、担当課でもいろいろこの周辺にいい場所がないかということで探しておったことから、今回の土地を購入したんですけれども、その購入した際臨時の防災公園の約十台から十五台分のそれを何とか解消したいということで、今考えているのが職員と来場者の駐車場を合わせて約二十六台分を確保できるという当該の土地が見つかりましたので、そちらのほうにお話しをしに行ったということです。

それで、協議を何回も重ねてきた結果、町が駐車場の確保のスペース等を解消するために欲しい物件ということで所有者に協議をしたところでは、「協力は幾らでもする。ただし、現状のまま何とかお願いできないのか」ということも提示されまして、町としましてはその居住地付の土地を購入したものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

その土地を購入するに至ったことに関しては、理解しております。「ずーむ館」の駐車場を拡充したいということは、長年の懸案だったと思いますので。ただ、その結果なぜ空き家解体工事費の一千万円超に至ったのかということ、その先をお聞きしたいんですけれども。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。その当該土地は、居宅があるんですけれども、この場所を駐車場として整備する際に、その居宅部分を解体する必要があるということから、今この解体工事費を上程してございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

今、私も初めて聞いてびっくりしました。

町長にお尋ねします。今まで、用地買収とかで町で解体費用まで持って、そういう事例あったものですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

このいきさつについては、私のほうからちょっと説明して、細かく交渉したのは担当課と五十嵐副町長ですので、補足的には五十嵐副町長からお話しさせていただきます。

かねてから、あそこは町立図書館も完備している、そしてコミュニティー強化のためのふれあい施設でありました。しかしながら、現状ではちょっと前と横に若干数台、多分六台か七台ぐらい置けるスペース、裏のほうはご存知のとおり融雪もして、冬場なんかは喜ばれていますけれども、それに伴いいわゆる保育所、百五十人ぐらいいる規模の保育所もあってまだまだ手狭だということは、もう数年前からどういう形でどういう形で解消すればいいかという検討をしたところでもございます。

やっとの思いで、地権者が二人でしたか、二人の交渉事を去年、一昨年あたりからして、その一人の方については壊す費用もかかりますけれども、「建物をあったものを購入していただきたい」と。我が町では、もちろんその精査をするに、外部機関にどのぐらいの土地の評価あるとか、例えば壊すのにどのぐらいかかるかとか、そういうもろもろの精査もしたところなんです。しかしながら、この一千万円というのは私もちょっとびっくりしたんですけれども、いろいろ調べているうちにちょっと昔の家ですので、アスベストがどうやら入っているということで、現状で我々が考えた以上にコストがかかるような見積りの積算があったということなんです。

ですから、購入に協力した地権者が「建物あるまま購入には協力する」ということでしたので、その辺はちょっとご

理解できないかもしれませんが、流れ的にはそういう形になったということでもあります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

ちなみに解体の坪単価、解体費用幾らで積算して補正予算に計上したんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。この一千五十一万六千円の内訳でございますけれども、今町長も言ったんですけれども、実はアスベストがあります。それで、内訳としましてはアスベストの解体処分費が百四十五平米、一平米当たり三万円でございます。その額と附帯工事、足場、資材費、燃料、運搬費などが百二十九万円ほど、それでアスベスト以外の建物の部分もありますので、そちらのほうは二百三十万円ほどということで、諸経費と消費税の合計がこの額になってございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

それは、建物自体は何坪の建物なんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。百十一平米なので、三十五、六坪になってございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

そうすれば、土地と解体費用で総額、その駐車場に関しては幾らかかることになるんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

土地の買収費は九百万円ほど。その場所ですか、すみません。全体の話で言いますと土地の買収費が九百万円ほど、こちらの解体費が一千万円ちょっとで、合計すれば約二千万円ほどになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

副町長にお聞きいたします、交渉に当たった一人だというふうにお聞きいたしましたので。

結果的に空き家、いわゆる住宅ですね。敷地の上の住宅に一千万円ほどかかるというの、みんな三十坪そこらの建物にですね。そういうふうになっているんですけども、じゃあ交渉に当たって売り主は家付きで買ってほしいと。

「役場には幾らでも協力いたします」というふうに言ったんですけども、そのときの値段ですね。九百万円だったか、その辺ちょっと、そのときの値段から解体費用というのを予想される、通常坪三万円だとか四万円だとか五万円だとか予想される、それを差し引いて値段を提示したんですか。それとも、裏なしでサービスですよというような感じなんですか、どうなんですか。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

交渉の経緯につきましては、ただいま町長のほうからもお話しありました。それから、生涯学習課長のほうからもお話しあったとおりでございます。このいわゆる買収費用の算定に当たりましては、鑑定評価のほうを行ってございまして、その額で提示をしております。建物の解体費用につきましては、当然アスベストが入っているということは想定したのではなくて、通常にかかるであろう解体費用がかかるものということで考えて、買収費用のほうを計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

○十三番（浅利直志君）

終結しないでくださいよ、何だべ。

○議長（小野 稔君）

私語を謹んでください。

○十三番（浅利直志君）

私語を謹んでくださいじゃ、本当に。

○議長（小野 稔君）

じゃあ、もうちょっと早く手を挙げてください。よろしくお願いします。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

「ふれあいずーむ館」の管理費については、もう一点だけ私からお聞きしたいと思います。アスベストというのは、じゃあ鑑定評価、評価と言っていますけれども、アスベストというのはどういう、つまり三十五坪かそこらの建物のど  
ういう部分にどういうふうに、家全体がアスベストだというふうには考えられないですけれどもね。どういうふうに鑑  
定評価があったんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○十三番（浅利直志君）

質問している最中ですよ。遮らないでください。

鑑定評価では、どこの部分にどのようにアスベストが含有されているというふうな鑑定だったんですかということが  
第一点。仮にアスベストがあるにしても、その箇所に応じてそののところだけ嚴重なアスベスト対策の工事をやること  
も可能なのではないかなと、通常素人的にはそういうふうに考えます。これはいわゆる鉄筋コンクリートや、私の知っ  
ているところでは健生病院も解体工事をしました。費用は余計かかりましたけれども、基本構造が違う建物ですよ。

なおかつ、三十五坪かそこらの建物なわけです。施工上やり方というのは様々あるんじゃないのかなというふうに思っておるんですけれども。その点の、解体工事を行うための施工方法というのは、どういうふうに見積もって一千万円でいっちゃったのかということについてお聞きします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。まず第一点のどういう箇所にあったのかという質問ですけれども、みんな調べたんですけれども、十一か所調べました。外壁、外壁の塗装、あるいは門柱、床、和室とか内装、二階の天井、軒天、あとは仕上塗装剤の外壁、地下調査の外壁、あるいは内部の煙突とか調べた十一か所のうち、四か所でアスベストが含まれていることが判明いたしました。一番レベルが高いのが、外壁でございます。残りの床あるいは軒天、煙突とかは比較的低いものという判断でございました。

レベル一になりますと、第二点になるんですけれども、まず公共事業での工事につきましては、今解体する際には使用されているアスベストを事前に取り除くことが義務づけられておりまして、その工法としましては大きく分けて三つございます。一つ目として取り除く方法、次に封じ込める方法、三つ目として囲い込む方法でございまして、最も推奨されている方法が取り除くという方法でございまして、公共事業のことでもあり標準的な工法としてこれを適用したものでございます。最終的には、搬入するわけでございますけれども、一番近い浪岡といいますが青森の鶴ヶ坂の処分場に行く計画でございます。

積算一千何ぼになった根拠としましては、先ほども中身を言いましたけれどもアスベストに係る部分の費用、取り除く、あとは処分、運搬も含めて四百三十五万円ほどかかると。これが外壁なんで、含めて全部で百四十五平米ぐらいに

なると。それに先ほども言いましたけれども、一平米当たり三万円。これは、標準的な金額でございます。附帯設備として、足場は当然やる。あと資材費、燃料費、運搬費用、ほか一式として百二十九万円ほど。それ以外の、アスベストと関係ない以外のいわゆる材料とかの処分、あとここに小さい小屋一つと中ぐらいの小屋もありますので、それも解体の費用に入っていますけれども、そちらのほうを合計しますと二百三十六万円ぐらい。それに諸経費を加えて、消費税を掛けた合計額が、今提示している千五十一万六千円となったものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

私からもお聞きします。一番最初に見積上できた金額、つまり計画した金額と今の金額一千五十一万六千円、そこを聞きたいんですよ。つまり個々の話じゃなくてアスベストそのもの、つまり運搬だろうが壊しだろうが処分だろうが、こういうものが出てきたという話ですので、一番最初に何ぼだったのか。今の金額あれば、普通引き算すれば誰でも分かる話ですので、その一番最初の金額を皆さん知りたいと思っているんですよ。オーケーですか。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

私のほうから、簡単にお答えさせていただきます。先ほど生涯学習課長のほうからお話がありましたように、アスベストの処理としては四百六十万円ほどということでございます。残りの金額が四百六十万円ですので五百九十万円、約六百万円が解体費用ということでございます。

アスベスト処理の方法も、生涯学習課長のほうから話をさせていただきましたけれども、これはあくまでも公共工事ということで、一番安全な方法で見積りをしてございます。また、この地域は住宅の密集地でございますので、住民の方に被害がないように、一番安全な方法で見積りをしてございます。ただ、これから入札のほうに入るわけですが、落札業者とはしっかり安全を確保した上で、アスベストの除去について再度しっかりと協議をさせていただいた上で工事に入ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

アスベスト単体だけの話じゃなくて、皆さんが思っているのは一番最初、普通通常三十五坪の建物であれば、坪三万円であれば皆計算できますよね。つまり、一番最初に計画立てたときの例えば二百万円とか、そういう金額知りたいんですよ。それで、八百万円に増えた理由はアスベストの関連の工事一式なんですよ、運搬、撤去を含めた。その辺をしっかりと説明すれば、皆さん納得すると思うんですよ。論点がずれてしまっているんですよ。これ堂々めぐりになりますので、しっかりした一番最初が何なのか、計画が何ぼだったのか。やっぱりそれちゃんとしないと、皆さん納得できないと思いますので。

○議長（小野 稔君）

換気及び消毒のため、休憩します。再開時刻は、十一時十五分とします。

休 憩 午前十一時四分

再 開 午前十一時十五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

じゃあもう一回確認しますけれども、三十五坪ほどの住宅に対して、もともと六百万円ほどかかって、あと四百万円ちょっとがアスベスト関連だというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○十三番（浅利直志君）

副町長に聞いてるんだじゃ。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

先ほど、金額につきましては生涯学習課のほうで申し上げた金額を復唱させていただきましたので、生涯学習課長のほうから答弁させます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。あくまでもアスベストに係る委託の部分が六百十万円ほどでございます。小屋と倉庫につきましては、二百三十万円ほどでございます。それに、諸経費と消費税を掛けたものが総額で一千五百五十一万六千円になります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えしますけれども、当初土地代が九百九十七万円、建物の解体費用は二百三十六万円、坪が小屋も含めて四十坪、坪単価が五万九千円と。今回、アスベストが分かったので、総額で一千五十一万六千円。差引き八百万円ちょいがかかるということになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私は、時間があるんで、また再提案すれば一番いいんじゃないかなと思いますけれども、「予算は工事費として一千万円取っておくんだ」「腰だめもあるんだ」「半分になるかも分かんねじゃ」というのであれば少しは考える余地もありますけれども、いずれにしてもアスベスト関連処理のための八百万円もかかるということには納得できません。

それで、私は違う項目についてお聞きいたします。総務費の中だと思えますけれども、寄附金が百十万円ほどあったと思いましたがけれども、ページ数は一般寄附費のところなんですけれども、その内容を説明してください。

○議長（小野 稔君）

ページ数、改めて聞きます。何ページですか。

○十三番（浅利直志君）

そういうふうに分ければ、担当課は皆分かっているんですよ。

○議長（小野 稔君）

だけれども、決まりだから。

○十三番（浅利直志君）

決まりって、決まりを守ってくださいね。要請しているんだべ。

○議長（小野 稔君）

守ってください。

○十三番（浅利直志君）

守らなければ質問できないというものではない。内訳を説明してください。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。歳入百一万二千元ですが、まず藤崎ライオンズクラブでございます。藤崎ライオンズクラブが五十万円。それから、副町長のほうから三十万二千元をいただいております。それから藤青会、青銀の組織でございますが、こちらから三十万円をいただいております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎ライオンズクラブさんからは、これは医療用ガウン四十五着だか五十着だかというふうなものと、これはまた別のことですか。金額ベースで寄附されたということですか。ライオンズクラブさんから目的も示されていたのであれば、その旨も示していただきたい。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

青銀さんのほうからは、現金でいただいております。目的としては、教育の関係でということでご寄附をいただいております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

副町長にお聞きいたします。三十万円、あなたは町に寄附したんですよね。これは何か、私に言わせれば多少問題があるんじゃないのかなというふうに思っているんです。社協だとかあるいは赤十字じゃなくて、町に寄附した理由は何だったんですか、お聞きします。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

子供たちの教育のために使っていただきたいということで、寄附をさせていただきました。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

例えば、こういう寄附を町長だとかあるいは教育長だとかがやるということは、何ら問題ないんですか。副町長にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

選挙によって選ばれる町長の場合は、問題があるかと思います。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

教育長についても聞いていますけれども。教育に役立てたいということで、ポケットマネーから五十万円寄附したというようなこと、これは許されるんですか。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

教育委員会の教育長に関する規定までは把握しておりませんが、私はいわゆる問題はないというふうに思います。

○十三番（浅利直志君）

ちょっと最後聞こえなかった、今。最後聞こえなかったです、ちょっと耳老化しているもので。

○副町長（五十嵐 晋君）

問題はないというふうに考えております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

副町長にお聞きします。法令上問題がないということと、あなたの職務はこれは直接選挙では選ばれていない、教育長も選ばれていません。しかしながら、実際は副町長の場合は町長を補佐し、そして政治的な集会やあるいはそういう場にも出ているわけであります。いわば町長に準じた役割をしているわけでしょう。それを自治体に寄附するというときに、法令上書いていないから何ら問題はないんだという認識そのものがおかしいんじゃないですか。どういうふうな感覚なんですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

感覚については、本人が答弁なされると思います。浅利議員にちょっとご理解していただきたいことは、先般本当に

生まれ育ちを藤崎にずっとご一緒してきたお母さんが亡くなって、密葬という形でお悔やみはやったところでございます。ですから香典返しも何も準備せず、役場関係、そして町関係の皆さんからには香典返しもやらないで失礼かけたということで、その分だけが三十万二千元という金額になったから、それこそ少しの恩返しということで、町の教育に役立てていただきたいということで、私は本当に心から謝意を示していただいたところでもございます。

ただ法的なことは、それは公職選挙法私でも皆さんでもこれはだめなはずであります。道義的なことも言えば、ブラックでなくグレーかもしれません。ただ、そういう思いがあったということは、理解していただきたいと存じます。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ですから、法令に書いていないからそれが許されるんだという解釈そのものが、グレーなんですよ。つまり、町長が悪いわけではない、決断をしたのは副町長なわけですよ。

○町長（平田博幸君）

受けたのは私です。

○十三番（浅利直志君）

一人二役で芝居やっているのと同じださ。私が聞きたいのは、先ほど副町長に聞いた中でお答えになっていないんですけれども、なぜ社会福祉協議会だとか、あるいはまた日本赤十字だとか、あるいはまたユニセフだとか、そういうふうなことにやらなかったのかとも考えられるのではないかと。普通考えられるんですけれども、そういう方向を取らなかったのはなぜなのかということについて、町長は答えましたけれどもあなたは答えていないので、答えてください。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

私は、藤崎町の子供たちの教育のために使っていただきたいということで、寄附をさせていただきました。（「質疑なし」の声あり）

○議長（小野 稔君）

質疑なしといたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決します。議案第六十四号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありと認めます。異議ありますので、この採決は起立によって行います。

議案第六十四号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第六十五号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十五号を採決します。議案第六十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第六十六号令和二元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決いたします。議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第六十七号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

五十一ページのところで一般会計繰出金、ページ数は置いておいても一般会計繰出金、その中で一千五百万円ほど追加になっているんですけれども、一般会計の職員給与繰出金四百七十三万円ほど計上しているんですけれども、これはどういう経過からこういうふうになったんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。当初職員のいわゆる給料、人件費、それから総務費に係る部分でございます。介護特別会計の歳出の一款、この全てがこの部分に係るものでありまして、事務費も含めたものを精算した結果超過してあったという結果から、四百七十万円を一般会計に戻すという内容でございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、新たに介護保険分野で臨時職員を入れたとか、そういうようなことではなくて、現状の職員の様々な給与等に関わって増大したということですか。

加えてお聞きすれば、第八期のためのいわゆる計画策定だとかそういう業務も出てきているんだと思うんですけども、いずれにしても新たに追加したのではないということであれば現在何人体制で、介護保険会計分は何人体制でやっていたらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。現在は職員、事務職員、それから認定調査を行う者、それから今年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組というもの、その担当の職員も含めて合わせて八名でございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

相互に八人のうち、連携取って実際は業務をやらざるを得ない、データ処理も含めてやらざるを得ないと思うんですけども、何人体制の八人体制だということなので、事務だとか高齢者介護予防だとか、その辺の内訳についてもうちよっと詳しく説明してください。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。いわゆる事務職として正職員四名、プラス臨時職員一名、それから認定調査に係る職員が臨時職員一名、再任用職員一名、それから先ほど申し上げました高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組事業の保健師臨時で一名、以上の八名でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

同じところの一般会計繰出金、一般会計介護給付費繰出金一千四十七万円というふうになっておるんですけども、これはどういう内容なのかご説明していただけたらと思います。足りないから支出したということなんですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

この繰出金は、五十一ページの説明欄にも書いてございますが一般会計のほうに戻す、つまり前年度分でございます。令和元年度の精算をした結果、超過となっていたものを一般会計に戻すという繰出金でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ちょっと私の理解不足で、一般会計のほうに戻すというような意味合いだと、前年度決算に関わってというか、そういうようなことだというふうに理解いたしました。

もう一点、五十ページの三款の地域支援事業費です。任意事業費、この中で成年後見制度支援助成費三十三万円ほどとなっておりますけれども、この包括支援事業の任意事業である成年後見制度利用に追加になった理由と、現状のこの制度の利用状況について、お分かりでしたら明らかにしていただきたい。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。成年後見人、いわゆる介護会計で計上しているものは、認知症などで判断ができなくなった方に成年後見人を裁判所を通じて立てた場合、そういう成年後見制度でございますが、成年後見を受けた方が成年後見人に対して報酬を支払う義務がございます。ただご本人が、成年後見を受けている方が低所得者、いわゆる生活困窮の状態であれば、公費でその分を負担します、支給しますという事業でございます。施設に入っている方であれば月額一万八千円、在宅の方であれば月額二万八千円、これを町が成年後見人に対して支給するという事業でございます。当初予算

で五人分計上してございましたが、今年度に入って新規の申請が二件ございました。そこで不足が見込まれるということから、この度三十三万六千円を追加計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。議案第六十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第六十八号令和二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第六十九号令和二年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、決算特別委員会報告を議題とします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和二年度各会計の歳入歳出決算の議案第七十号から議案第七十五号まで、議員全員による決算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決します。

日程第二十、議案第七十号令和元年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和元年度一般会計決算の歳出総額は七十八億円余であります。決算額全体としては町民の福祉健康、そして教育環境整備に役立つ予算執行であることについては、担当課職員などについて評価するものであります。しかしながら、以下の点について賛成、賛同できないので、決算の認定に同意できません。

その一つは、消費税十%増税による町民負担の増大が見られるということであります。公共施設の使用料金の上げは即実施されませんでした。上下水道料金の上げにも具体的に現れています。何よりも、消費税増税は安倍内閣においては五%から十%に倍増になったわけであります。消費税増税は大企業と大株主がより栄え、庶民の暮らしは衰退、後退するという格差の拡大に拍車をかけるものだからであります。

二つ目は、原子力施設立地対策事業二千百万円については、太陽光や風力あるいは自然エネルギーの開発費や原発廃炉費用や補償に切り替えていくべきだという理由からであります。

三つ目は、学校における学びの環境整備のためのエアコン設置整備が進められました。このことについては評価するものであります。入札工事实施に当たって分離分割発注の採用など、さらに広く業者が参入できるような業務執行を行うべきだという理由からであります。

以上の点から、令和元年度一般会計歳入歳出の決算に同意できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

○議長（小野 稔君）

これで討論を終わります。

これから議案第七十号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第七十号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第七十号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第二十一、議案第七十一号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案の反対する者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和元年度の国民健康保険決算の歳出総額十八億円余でありますけれども、全体としては健康維持に役立つ決算でもあります。しかしながら、令和元年度国民健康保険決算の認定に同意できません。

その理由は、国保会計における財政難、保険料の負担増、高止まり傾向、滞納の増加など、いわば国保の構造的な問題を抱えたままであるからであります。確かに国保の運営の都道府県化に伴って、国は三千四百億円ほどの国保会計に

対する財政支援策を取りましたが、国民皆保険制度を維持し、なおかつ保険料の引き下げなどの対策・対応が必要であります。

特に、国の定率負担割合の現状五十％程度から六十％への拡大、あるいはまた国庫支出金負担金の増額措置を県と国は取るべきだという理由からであります。

三つ目は、高い保険料の是正・軽減の取組を制度化していくことが必要ではないかという理由からであります。例えば、所得課税二百三十万円、子供二人四人世帯での国保税は四十五万円という世帯もございます。所得に対する負担割合は十四％、十五％になる方もございます。子供均等割の軽減などの措置を取るべきであります。

以上の理由から、国県にさらに改善・拡充を求めるという点から、本決算をそのまま認定することに同意できません。

以上が、本決算認定に同意できない理由であります。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度の中核として、現在は都道府県と市町村が共同で運営を行っております。加入者の高齢化による医療費の上昇及び現役世代の減少など、財政的に厳しい状況下において、事業費納付金の確保かつ保険税収納率の向上に努められており、評価できるものであります。国民健康保険は、被保険者である町民の皆様にとって重要な役割を担っている制度であることから、今後においても事業運営の健全化とさらなる保険事業の充実に取り組んでいただき、健全な財政運営に一層の努力をされることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第七十一号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第七十一号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第七十一号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第二十二、議案第七十二号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十三、議案第七十三号令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十四、議案第七十四号令和元年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十五、議案第七十五号令和元年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十六、議案第七十六号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、請願第一号日米地位協定の抜本的見直しに関する請願を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

請願第一号日米地位協定の抜本的見直しに関する請願の採択に反対を表明するものであります。

本請願の趣旨には反対するものではありませんが、昨今の東アジアそして極東地域の軍事的情報を鑑みれば、例えば北朝鮮の核弾頭ミサイルの問題、韓国による射撃管制レーダーの照射・G S O M I A破棄の問題、中国による露骨な領土拡張に伴う軍事力強化、ロシアによる北方領土への軍の近代化、憲法第九条があり続けるための担保としている近隣諸国との平和・友好的な関係、とても私にはそれがあるとは思えません。

アメリカのエスパー国防長官は、中国の軍事力強化を世界に訴え、ポンペイオ国務長官も齒に衣を着せずに中国の一方独裁・帝国主義を非難し、南シナ海では一触即発の緊張状態が続いています。日米安全保障条約は、同盟国アメリカが攻撃を受けても、日本には参戦する義務はありません。日本が攻撃された場合、アメリカが一方的に助けてくれるアメリカ丸抱えの安全保障条約です。ゆえに、日本国憲法第九条を知らないアメリカ人には、なぜ日本のためにアメリカの青年が犠牲にならなければならないかとの安保ただ乗りだと不満に思っている人たちが多数いることも現実です。ま

して、アメリカは今大統領選の真最中です。

今まで述べた現状の中で、日本そのものが国防・憲法の問題を棚上げして地位協定の見直し交渉にすること自体アメリカに対し大変失礼であり、そのことが中国・北朝鮮・韓国・ロシアに利することにつながり、引いては国益につながらず、尖閣諸島占領などの国難を招く危険性も憂慮されるのではないのでしょうか。地位協定見直しそのものは反対ではないんですが、もっと国内で防衛議論をし、何らかの方向性と実績をもって交渉に当たるべきであり、今はまだそのときではないと思い、本請願の採択に際し反対を表明するものであります。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ぜひ本請願を採択していただきたく、そしてなおかつ委員会では賛成多数で採択されたものであります。

その採択してほしいという理由は、この請願者の代表である阿部喜美子さんが訴えていますことは、一つはこの請願は日米安全保障条約そのものなくせとか、そういう請願じゃないんですということをおっしゃっておりました。特に、その中で一昨年七月に開催された全国知事会では、三村知事も参加して日米地位協定の見直しを含む米軍基地の負担に関する提言というのを、三村知事も含めて全会一致で採択したものであります。米軍基地負担に関する提言では、いわゆる航空機の安全航行を目的にした航空法を見直ししていく必要があるということ、あるいは日本の国内法を米軍にも原則適用すること、事件や事故の自治体職員の迅速な立入りなどの保障を、先進諸国ではやっているわけでありまして。そのことを、政府に見直しを要望するという請願でございますので、採択していただきたいと思っております。

なお、本請願は全国、岩手県・沖縄県をはじめ9道県、そして現在では百九十八の自治体で採択されております。青森県では、大間町・風間浦村・六ヶ所村・外ヶ浜町・平内町・蓬田村・佐井村・横浜町・六戸町議会の9町村議会で採

扱われておるところであります。自民党の青森県連の地元で採択されているというのが、現状であります。

したがいまして、本町議会におかれましても見直しを国に要求する、要望するという請願でございますので、相手のある交渉にもなりますけれども、見直しを要望する決議でございますので、ぜひ採択していただきたいということを訴えたいと思います。

採択にご協力ください。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、請願第一号を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第一号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立少数であります。よって、請願第一号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十八、陳情第一号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第一号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第二十九、陳情第二号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第二号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第三十、陳情第三号後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

陳情第三号は、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める、つまり一割負担を求める意見書の陳情書でございます。これは、今一割負担で実施されております。七十五歳前の、これも二割になったというような、私も二割負担でございます。しかし、後期高齢者についても一割から二割にしようという政府の、主に財務省だとかの案もございます。したがって、医療費窓口負担の現状維持を一割負担、これでやりくりするということが必要だと思っております。

反対理由の中につけ加えておきますと、そもそも消費税導入時から福祉のため、高齢者のためというようなことでやりました。しかしながら、現実は今少子化のため、あるいはまた乳幼児の幼稚園とかの無料化、そういうものに消費税

の用途そのものを拡大している、そのようなこと自体が高齢者の医療費負担を増やしていくという結果にもなっておりますので、私はそういう点からも後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持が必要だと思っておりますので、本陳情は採択されてしかるべきだと思っております。

以上、私の採択に対する意見であります。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成の発言を許します。藤林議員。

○八番（藤林公正君）

人生百年時代の到来を見据えながら、高齢者だけではなく子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心をさせていくため、医療・介護など社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が行われ、公的医療保険制度の後期高齢者の自己負担割合の在り方については、被保険者における現役並みの所得世帯の方を除く七十五歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについては、負担能力に応じたものへ改革していく必要があることから、民生教育常任委員会においての皆様の見解を尊重して、不採択といたしたものでございます。よろしく申し上げます。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、陳情第三号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第三号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、陳情第三号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

昼食のため、再開時間を一時十分といたします。

休 憩 午後零時五分

---

再 開 午後一時十分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三十一、議会改革特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。藤崎町議会における議会運営の適正化・効率化・円滑化及び議会活動の活性化を推進するための議会改革を目指し、議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置し、議員任期満了まで閉会中もなお調査研究を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置し、議員任期満了まで閉会中の継続審査として調査研究することに決定いたしました。

本会議散会後に、直ちに特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行います。

日程第三十二、常任委員会報告を議題とします。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会、三上道人副委員長。

○総務産業常任委員長（三上道人君）

総務産業常任委員会副委員長の三上です。

それでは、総務産業常任委員会より閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月二十一日、常任委員会を開催し、農業・畜産及び分収林に関する事の中での農業についてのリンゴの生育状況についてを集中審議し、白子地区並びに中野目地区のリンゴ農地の現地視察も併せて実施しました。

今年のリンゴの生育状況は、消雪が例年より早く高温が続き、開花が早まることが予想されましたが、それ以降低温が続き平年並みの開花となりました。六月に入ると、気温が高く日照時間も多かったため平年を上回る生育となりました。また、リンゴ腐らん病の発生は、五月中旬で三十二．四％の農地で認められ、黒星病については農家の皆さんの適切な防除のおかげで発症を抑えている状況とのことでした。七月十四日に黒星病の新薬登録が発表され、来春より使用可能となります。ただ、この新薬だけに頼るのではなく、病虫害防除の基本を守り、今までの防除と新薬を併用した防除計画が必要であるとのことでした。

白子地区並びに中野目地区のリンゴ農地では、摘果作業が行われており、リンゴの生育が順調であることを確認し、委員会を終了しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会藤林公正委員長。

○民生教育常任委員長（藤林公正君）

皆さん、お疲れさまです。民生教育常任委員会より報告申し上げます。

民生教育常任委員会では、所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月十七日、常任委員会を開催し「小学校・中学校に関する事」について集中審議し、改修工事が予定されている小学校・中学校並びに給食センターの現地視察も併せて実施いたしました。

藤崎中央小学校、明德中学校の改修予定となっているトイレの洋式化等の改修場所を確認し、また藤崎中学校屋内運動

場屋根改修工事の屋内運動場内の雨漏り状況を確認し、口頭では説明を受けておりましたが、想像していた以上の状況にあった。雨漏りの影響は、ほぼ体育館全体に及ぶもので、これにより火災警報器が誤作動を起こしておりました。早期対応を望むものであります。

また、学校給食センターでは調理中の様子を視察し、衛生面を考慮した構造となっており、調理方法は蒸気方式で安全面に配慮された施設でありました。安全安心でおいしい給食が提供されており、我々も試食をさせていただきました。大変おいしかったです。

今回、学校関係を視察して、とても勉強になった。これからも機会があったら視察をさせていただき、委員会として町へアドバイスできる体制をつくり上げていきたいと思えます。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第三十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和二年第三回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後一時十九分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 藤 林 公 正